

様式第二（第五条関係）

目 論 見 書

（地方公共団体名）

工事番号	事務所名	河川名、路線名、港湾名等	位 置			申 請 額		決定額※		査定方法	緊急順位	設 計 概 要		経済効果	異常気象	摘要
			郡市	町村	大字	工事費	内転属又は内未成	工事費	内転属又は内未成			申請	決定※			
1																
2																
計																

備 考

- 1 工事については、次の順序で記載し、港湾（港湾に係る海岸を含む。）工事及び公園工事については、別業とすること。
 - ① 河川工事
 - ② 海岸（港湾に係るものを除く。）工事
 - ③ 砂防工事
 - ④ 地すべり防止工事
 - ⑤ 急傾斜地崩壊防止工事
 - ⑥ 道路工事
 - ⑦ 橋梁工事
 - ⑧ 港湾（港湾に係る海岸を含む。）工事
 - ⑨ 水道工事
 - ⑩ 下水道工事
 - ⑪ 公園工事
- 2 「河川名、路線名、港湾名等」の欄の記載は、河川については一級河川、二級河川、準用河川又は普通河川の別を併記し、道路については一般国道、主要地方道又は一般都道府県道であるときはその旨を明らかにし、港湾については港湾又は海岸の別を併記すること。
- 3 「異常気象」の欄には、気象コード、被災年月日、異常気象名を記載すること。
- 4 「摘要」欄の記載は、次によること。
 - (1) 総合単価を使用したものについては、「◎」を記載すること。
 - (2) 離島振興対策実施地域、奄美群島又は小笠原諸島におけるものについては、「㊟」を記載すること。
 - (3) 内転属又は内未成のあるものについては、それらに係る前災の発生年及び工事番号を記載すること。
- 5 ※の欄には、記載しないこと。